平成２３年（フ）第３０５号
愛知県丹羽郡大口町豊田２丁目226番地の１
破産者　マイロード自動車工業有限会社
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４６９号
京都市伏見区深草善導寺町38番地
破産者　三輪友禅株式会社
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
最後の住所京都市伏見区淀樋爪町446番地５
沖田ビル．センチュリー23―111号室
破産者　亡三輪守男相続財産
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
和歌山県岩出市紀泉台281番地の10
破産者　株式会社リーレン
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
岡山市北区中仙道432番地４
破産者　中村　清美
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３号
山口県周南市野上町２丁目33番地
破産者　有限会社廣重機工業
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２４０号
山口県下関市稗田南町11番５号
破産者　太平内燃機有限会社
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
香川県坂出市川津町2161番地３
破産者　有限会社ケンシン
１　決定年月日　平成23年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３４１号
埼玉県川口市本町３丁目９番12号
破産者　杉田　　明
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４２号
埼玉県川口市本町３丁目９番12号
破産者　杉田　愛子
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４３号
埼玉県川口市北園町31番18号
破産者　杉田　昭博
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
熊本市馬渡２丁目10番13号
破産者　糸木　洋子
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３８号
熊本市萩原町７番31号
破産者　渡邉　隆雄
１　決定年月日　平成23年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３２６号
札幌市西区八軒３条東４丁目７番１―205号
破産者　福西　和一
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０２号
札幌市白石区平和通３丁目南２番12―608号
破産者　岡　　仁志
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
岩手県奥州市江刺区米里字荒町69番地２
破産者　千田　正明
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第６３３号
仙台市太白区西中田６丁目９番15号　セジュール舘Ⅱ―202
破産者　佐々木昭弘
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台１丁目４番25号
破産者　高橋　桂子
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６２号
宮城県黒川郡富谷町成田３丁目４番地５
破産者　大槻　宮子
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
山形県米沢市中央４丁目１番３号
破産者　塩谷　智子
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第８８号
山形県南陽市宮内3137番地の２
破産者　山口　悦子
１　決定年月日　平成23年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部